

未定稿

第3次 古賀市子ども読書活動推進計画



平成 29 年
古賀市教育委員会

はじめに

読書活動は、子どもがことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要であります。

この計り知れない価値を持つ子どもの読書活動を支援するため、本市では平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の成立を受けて、平成18年4月に「子どもたちに読書の楽しさとの出会いを！」と「古賀市子ども読書活動推進計画」を策定し、6年後の平成24年10月には「古賀市子ども読書活動推進計画 改訂版」を策定して、家庭・地域、学校、行政が一体となって子どもの読書活動推進のための環境整備に、様々な取組を進めてまいりました。

しかしながら、子どもの読書活動は小学生、中学生、高校生と学校段階が進むにつれて子どもたちが読書をしなくなる傾向は否めず、不読率の改善は、子どもの読書活動にとって切実な課題として位置づけられています。また、近年の情報通信技術の発達は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。

古賀市教育委員会では、推進計画改訂版期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証したうえで、引き続き古賀市のすべての子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域、学校、行政が一体となつての子どもの読書環境整備を目的として、ここに「古賀市第3次子ども読書活動推進計画」を策定し、さらなる子どもの読書環境の整備と充実に努めていくものとします。

平成29年〇月

古賀市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の背景

- 1 子ども読書活動の意義 ●●
- 2 子ども読書活動の現状 ●●
- 3 国の動向 ●●
- 4 県の動向 ●●
- 5 古賀市の動向 ●●

第2章 古賀市子ども読書活動推進計画の基本方針

- 1 「古賀市子ども読書活動推進計画」策定の基本的な考え方 ●●
- 2 計画の目標 ●●
- 3 計画の3つの柱 ●●

第3章 これまでの取組の成果と課題

- 1 5年間の取組の成果 ●●
- 2 今後の課題 ●●

第4章 子ども読書推進活動の具体的な取組

計画の柱1 家庭・地域、保育所（園）・幼稚園、学校、図書館における子ども読書活動の推進と環境づくり

- 1 家庭・地域
 - (1) ブックスタート事業の充実 ●●
 - (2) つどいの広場の充実 ●●
 - (3) 地域文庫への支援 ●●
 - (4) 学童保育所への支援 ●●
 - (5) アンビシャス広場づくり事業への支援 ●●
 - (6) 地域コミュニティ活動への支援 ●●
 - (7) 児童館の整備 ●●
 - (8) 子ども体験活動事業の取組 ●●
 - (9) 社会教育における読書活動の整備 ●●
- 2 保育所（園）・幼稚園
 - (1) 本の読み聞かせの継続 ●●
 - (2) 図書スペースの確保と充実 ●●
 - (3) 保護者へのはたらきかけ ●●
- 3 学校
 - (1) 学校図書館の運営 ●●
 - (2) 読書指導・読書活動の充実 ●●
 - (3) 読書関連事業の実施 ●●
 - (4) 学校図書館ネットワークの活用 ●●
 - (5) 読書ボランティア団体との連携と協力 ●●
 - (6) 広報活動の充実 ●●
 - (7) 図書館資料の充実 ●●
 - (8) 学校図書館の環境整備 ●●

- (9) 読書感想文・読書感想画の取組 ●●
- (10) 親子読書会の推進 ●●
- (11) 学校図書館の地域開放 ●●
- (12) 適応指導教室への支援 ●●
- (13) 高等学校における取組の支援 ●●
- (14) 特別支援学校における取組の支援 ●●

4 図書館

- (1) 「おはなしかい」や「図書館まつり」の実施 ●●
- (2) 乳幼児と保護者への支援 ●●
- (3) セカンドブック事業の取組 ●●
- (4) 読書ノート配付事業の取組 ●●
- (5) 特設コーナーの設置 ●●
- (6) 子どもへの学習活動支援への充実 ●●

計画の柱2 公共図書館等と学校図書館とのネットワーク化及び子どもを対象とした読書活動団体等との連携・協力

1 関係機関との連携・協力

- (1) 親子読書会への取組 ●●
- (2) 地域文庫との連携 ●●
- (3) 児童館との連携 ●●
- (4) 子どもを対象とした読書活動団体等への支援 ●●
- (5) 各小・中・高等学校との連携 ●●
- (6) 障がいのある子どもや来館困難な子どもへの支援 ●●
- (7) 保育所（園）・幼稚園との連携 ●●

計画の柱3 子ども読書活動に関する理解と関心の普及

1 総合的な子ども読書活動の推進

- (1) 広報活動の促進 ●●
- (2) 「子ども読書の日」の啓発広報活動 ●●
- (3) 「家庭読書の日」の設定 ●●
- (4) 「古賀市中学生読書サポーター」の取組 ●●
- (5) 学校職員等の取組 ●●
- (6) 読書推進活動の奨励 ●●
- (7) 子ども読書活動推進体制の整備 ●●
- (8) 推薦図書を紹介 ●●

第5章 古賀市子ども読書活動推進計画の実施体系 ●●

資料編

- 資料1 親と子の読書活動等に関する調査について ●●
- 資料2 子どもを対象とした読書活動団体（順不同） ●●
- 資料3 古賀市読書活動の歴史 ●●
- 資料4 第3次子ども読書活動推進計画策定協議会委員名簿 ●●

用語解説 ●●

第1章 計画策定の背景

1 子ども読書活動の意義

読書には、想像力を豊かにし、物事に興味を持ち、未知との出会いを創出し、感動を呼び起こす力があります。子どもは、読書活動によって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにします。このことは、今日の情報化社会の中で、子どもが自ら課題を見いだし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。このように、子どもが乳幼児期から読書に親しむことの大切さの意味がここにあります。

優れた文学作品は、簡潔な文章で表現されていますから、読み手は登場人物の表情や動作、周囲の情景などを想像しながら読み進めねばなりません。この想像するという作業は、読書が強く持っている働きです。また、読書の途中で本を閉じて考えたり、読み返したりもします。受け身で楽しむのではなく、読み手自身が本に働きかけることができ、思考力や判断力も育ちます。

高度情報化時代では、自分が必要とする情報を取捨選択し、読解する力が必要になってきましたが、その力の不足が心配されています。子どもが日常の読書で得ることのできる読解力は、これからの生涯学習社会を生きていくための学びの技術になっていくでしょう。他のメディアが次々と現れて、情報収集源としての本への依存度は減少しましたが、今日、子どもにとって読書は読解力をつける意味でますます重要になってきています。

2 子ども読書活動の現状

子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資するために定められた「子ども読書活動の推進に関する法律」は、その基本理念として、子どもの読書活動は子どもがことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであると言及しています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災後、被災地の多くの子どもたちが不安に直面していた際、全国から寄附された本や絵本が多くの子どもの心の中に入り、生きる希望を与えたことから、読書活動は、子どもの未来をたくましく切り拓くための活力の源となることが改めて認識されています。

しかし、今日のインターネットやスマートフォン等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもたちの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもたちが本に触れる時間や本を読む時間の減少が指摘されています。平成27年に実施された「青少年のインターネット利用実態調査」(内閣府)では、青少年のインターネット平均利用時間約142分であり、学校種が上がるるとともに長時間傾向が見られ、高校生では、66.8%がスマートフォンを通して2時間以上インターネットを利用しているという結果が出ています。そして子どもの読書量については、平成24年の「第58回学校読書調査」(全国学校図書館協議会、毎日新聞社)では、1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合は、小学生が4.5%、中学生が16.4%、高校生になると53.2%となり小学生、中学生、高校生と学校段階が進むにつれて、子どもたちが読書をしなくなる傾向にあるという結果が出ています。

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境づくりが大切であり、家庭・地域・学校では子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めることが肝要です。

3 国の動向

平成12年の「子ども読書年」を契機として、読書の意義が再認識される中、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）が施行されました。国は、推進法第8条第1項に基づき、平成14年8月に、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組み、平成20年3月には、その後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、第二次基本計画を定めました。

一方、学校図書館に関しては、公立義務教育諸学校における学校図書館を充実するため、学校の規模に応じた蔵書数を定めた「学校図書館図書標準」の達成に向けて、平成24年度から28年度までの「学校図書館図書整備新5か年計画」を策定し、整備に費必要な経費について地方財政措置が講じられています。

第二次基本計画中においては、図書館法の一部改正法の成立、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正等、子どもの読書活動に関する法制上の整備がなされるとともに、国会決議により平成22年を「国民読書年」とすることが定められました。

地方公共団体においても、すべての都道府県、半数以上の市町村が子ども読書活動推進計画を策定しており、国及び地方公共団体は子どもの読書活動推進に関する様々な取組を行っているものの、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向は改善されていないこと、町村では計画の策定率が低く地域によって大きな差が見られること等、課題も見られます。

このような第二次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証し、平成25年5月に第三次の子ども読書活動推進に関する基本的な計画を策定しています。

4 県の動向

福岡県は、平成16年2月「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、福岡県内の読書に関する機関、施設、団体などが子ども読書活動を推進していくための4つの基本方針を掲げ、子どもの読書活動の推進を図ってきました。さらに、平成22年3月にはこれまでの成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動の更なる推進を図るため、「福岡県子ども読書推進計画」の改訂を行いました。

この間、福岡県では、県立図書館での研修会の実施や「学校貸出図書セット」の配備など機能の充実を図り、県事業として、平成23年度からの3年間、読書リーダーの養成を目的とした「小学生読書リーダー活動推進事業」の実施、平成26年度からは小学生のいる家庭での読書を推進する「ふくおかうちどくりレー」、学校や地域での読書活動の活性化を図る「ふくおか中学生読書活動サポーター養成事業」を実施し、発達段階に応じた読書活動の取組を段階的、継続的に実施し、読書活動の充実を図っています。

青少年アンビシャス運動では、「アンビシャス幼児読書推進事業（アンビシャス・だっこDEブックプロジェクト）」の実施により乳幼児期の子どもたちや保護者を対象とした読書活動の推進が図られました。

そして、平成28年8月には、これまでの成果と課題を踏まえ、これまでの基本方針を継承しつつ、子ども読書習慣の形成・定着・確立を図り、効果的に子ども読書活動を推進する「福岡県子ども読書推進計画」の二回目の改定が行われました。

5 古賀市の動向

古賀市における子ども読書活動への取組は、本を通して自主性を育てる教育の場として寄贈された「薄図書館」から始まり、その歴史は大正時代までさかのぼります。そして、本を通しての教

育の大切さは、学校図書館や公共図書館を基盤にした親子読書会、学校でのきめ細かい読書指導、親と子の心の結びつきを強めた家庭読書、地域に根つき多くの子どもたちが育っていった文庫活動へと、その気風は脈々と受け継がれてきました。

しかし、子どもを取り巻く生活環境は、大きく変化を見せています。インターネットやスマートフォン等の様々な情報メディアの普及、子育て環境の変化など子どもたちの生活環境やスタイルが急激に変化しつつあり、活字離れ、読書離れが大きな問題となっており、古賀市でも、市立図書館での児童書の貸出冊数、子どもたちの利用者登録数は減少傾向にあり、かつては多くの親子が参加していた親子読書会も参加者が減少しています。

こうした現状を憂い、国では「子どもの読書推進に関する法律」の制定や、「子ども読書の日」の設定、「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定など、学校や地域社会での子どもの読書環境を整える施策が行われてきました。

古賀市では、「子どもの読書推進に関する法律」の制定を受けて、行政や学校、家庭、地域が一体となって、更なる子どもの読書活動推進に取り組むために、平成18年4月に「古賀市子ども読書活動推進計画」を策定、平成24年度にはそれまでの成果と課題をふまえて、子どもたちの発達段階に応じたより効果的な子ども読書活動を推進するために「古賀市子ども読書活動推進計画」の改訂を行いました。

この計画の策定によって、文庫活動や読書ボランティア活動など、子どもたちの読書活動への支援、取組が確固たるものとなり、子どもの読書活動推進への多くの取組も新たに始まりました。

また、県事業の「小学生読書リーダー活動推進事業」や「ふくおか中学生読書活動サポーター養成事業」等への積極的な取組も行っています。

第2章 古賀市子ども読書活動推進計画の基本方針

1 「古賀市子ども読書活動推進計画」策定の基本的な考え方

「古賀市子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づくもので、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や「文字・活字文化振興法」、「福岡県子ども読書推進計画」、「古賀市教育行政の目標と主要施策」を基本として、子どもが読書の楽しさやすばらしさに出会い、読書を通じて心の豊かさや人生をより深く生きる力を身につけることができるような環境づくりを進め、子どもが健やかに成長することを目指すものです。このことを踏まえ、下記の基本的な考え方で、本計画を策定しています。

- (1)古賀市に在住・在学するおおむね18歳以下の子どもを対象とします。
- (2)おおむね5年ごとの見直しを行っていきます。
- (3)古賀市を取り巻く国や福岡県の動向を反映したものにします。
- (4)古賀市内で現在取り組まれている子どもの読書活動をいろいろな立場から取り上げていきます。
- (5)古賀市が実施している読書活動推進の事業を明記します。
- (6)古賀市が今後読書活動推進のために取り組んでいかなければならない事業を具体的に提言し、市民の皆さんに公表していきます。

2 計画の目標

子どもがそれぞれの発達段階や個性及び興味・関心に応じ、日常的な読書活動ができるような環境の整備や活動支援を通して、子どもの読書活動を推進します。

子どもの読書活動を推進するためには、次に示すような子どもの発達段階を踏まえておくことが必要です。

(1)乳児期

乳児期の子どもは、保護者やまわりの大人からの言葉かけやスキンシップ、本の読み聞かせなどにより、本の楽しさや心地良さを感じながら、コミュニケーションのための言葉や、将来にわたる基本的信頼感を習得します。

(2)幼児期

幼児期の子どもは、急速に言葉を習得し、言葉によって思考する力が備わります。わらべ歌や手あそび歌を繰り返し楽しませることで語彙(ごい)が増え、絵本や昔話を聞かせることにより想像力が豊かになり、お話の中の主人公と一体化して楽しむことができるようになります。

(3)少年期

小学生の低学年では、文字の拾い読みから、易しい本の音読、長い文章の黙読ができるようになり、読書する力の発達が著しい時期です。小学生の高学年では、伝記や動物記、長編物語などに挑戦できるようになります。一方で、読書離れも始まる時期です。

(4)青年期

中学生・高校生などは、思春期を迎え、個人の好みははっきりとし始め、個性が伸長する時期です。発達段階の差が大きくなり、本をよく読む子どもと読まない子どもとの二極化が著しくなります。

本をよく読む子どもは、高度な知識を得たい欲求が高まり、一般書だけでなく学術書も読めるようになります。

3 計画の3つ柱

古賀市の子ども読書活動推進計画は3つの柱を基本に計画を推進します。

- 1 家庭・地域、保育所(園)・幼稚園、学校、図書館における子どもの読書活動の推進と環境づくり
- 2 公共図書館等と学校図書館とのネットワーク化及び子どもを対象とした読書活動団体等との連携・協力
- 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

計画の柱1

家庭・地域、保育所(園)・幼稚園、学校、図書館における子どもの読書活動の推進と環境づくり

家庭は、乳幼児期の読書習慣を形成するのに重要な役割を担っています。また、地域とともに、休日の過ごし方を考える主体的な立場にあります。保護者が、生活の基本の場である家庭において、子どもに読み聞かせをすることで、絵本の世界を親子で共有することができます。一つの世界を共有し、そのことについて語り合うことは、親子の心のふれあいを生み、親に対する信頼感を育みます。

地域は、子どもが遊んだり、暮らしたりする日常の場です。それぞれの地域においては、その地域の子どもの現状や子どもを取り巻く地域公民館、自治会や子どもの読書活動に関係する施設、機関・団体の実情に応じた読書活動の推進を図る必要があります。

保育所(園)・幼稚園は、子どもにとって一日の大半を過ごす場所です。様々な活動をする中で、とりわけ絵本の読み聞かせは、子どもに、読み聞かせの心地良さや楽しさを十分に味わわせて、想像力や豊かな心を育てています。

子どもが言葉を覚えるこの時期に、絵本と出会うことによって想像力や思考力を育てられることや本の楽しさを保護者へ伝えていきます。

学校は、各教科における様々な学習活動を通して読書活動を行っており、子どもの発達段階に応じて、読書への興味・関心を高め、読書習慣の定着を図り、読書力や表現力を育成していく役割を担っています。それぞれの学校では各学校の教育目標に沿って、児童生徒が読書への興味・関心を高める活動や読書を習慣化するための活動、読書力を育成するための活動、表現力を高める読書活動に取り組んでおり、そのような中で、学校図書館は、学習・情報センター及び読書センターとしての役割を担っています。

図書館は、子どもにとってたくさんの本と出会い、読書の楽しみを知り、知識を得ること

ができる場所です。家庭・地域、保育所(園)・幼稚園、学校、子どもを対象とした読書活動団体等が子どもの読書活動を推進するために、図書館資料を選択し、子どもの本についての読書相談やレファレンスサービスをすることのできる場所でもあります。

また、子どもが、自ら図書館へ足を運ぶことは大きな意味を持っています。図書館は、子どもが自ら学び、課題を解決するための調べ学習に対応する図書館資料や、子どもの豊かな心を育て、読解力を育成するように、「古賀市立図書館資料収集方針」及び「古賀市立図書館資料選択基準」に基づき図書館資料を充実させ、子どもにとって一層魅力のある蔵書構成をめざしています。

このように家庭・地域、保育所(園)・幼稚園、学校、図書館は子どもの読書活動の推進にとって大切な役割を担っており、その環境を充実させることが重要です。

計画の柱2

公共図書館等と学校図書館とのネットワーク化及び子どもを対象とした読書活動団体等との連携・協力

図書館は、子どもの読書活動を推進するために図書館資料を充実させ、国や県とのネットワークや相互貸借を活用することにより、子どもの読書環境を豊かにしていくことが望まれています。

古賀市では、市内小・中学校図書館間のネットワークを整備し、学校図書館資料の有効活用はもとより、各学校がお互いに連携・協力して、子どもの読書活動の推進を図っています。

また、子どもを対象とした読書活動団体の担う役割が高まっており、そのために必要な知識・技術を習得するための学習の機会の提供に努めています。

現在、多くの読書ボランティア団体等が組織され、活動範囲を広げるなか、図書館では地域文庫連絡会や親子読書会担当者会、読書ボランティア連絡会等を開催することにより、子どもを対象とした読書活動団体等の交流・調整を行う機関としての役割も期待されています。

計画の柱3

子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子ども読書活動推進計画を推進するためには、家庭や地域、学校、行政、子どもを対象とした読書活動団体等が連携し、共働していく体制を整えることが必要です。それぞれの事業を読書の大切さという観点から見直し、連携が必要な事業については共に協力しあうことで相乗効果を上げることができます。

そのため、家庭や地域、学校、行政、子どもを対象とした読書活動団体等の取り組みの進捗状況の把握や情報交換を定期的に行うとともに、読書ボランティアの人材育成、交流の促進やネットワーク化を進めることが望まれます。

また、様々な組織・団体などが一体となって子どもの読書活動の意義や重要性について、あらゆる機会を通じて効果的な啓発広報に努めることが必要です。

第5章 古賀市子ども読書活動推進計画の実施体系

- 計画の柱1 家庭・地域・保育所(園)・幼稚園・学校、図書館における読書活動の推進と環境作り

古賀市子ども読書活動 推進計画の実施体系		実施区分	行政機関の担当課						
			福祉課	予防健診課	支子 援育 課	育学 校 課教	推生 進 涯 学 習 課	育青 成 少 課年	市立図書館 (文化課)
1 家庭・ 地域	(1)ブックスタート事業の充実								
	(2)つどいの広場の充実								
	(3)地域文庫への支援								
	(4)学童保育所への支援								
	(5)アンビシャス広場づくり事業への支援								
	(6)地域コミュニティ活動への支援								
	(7)児童館の整備								
	(8)子ども体験活動事業の取組								
	(9)社会教育における読書活動の整備								
2 幼稚園・ 保育所(園)	(1)本の読み聞かせの継続								
	(2)図書スペースの確保と充実								
	(3)保護者へのはたらきかけ								
3 学校	(1)学校図書館の運営								
	(2)読書指導・読書活動の充実								
	(3)読書関連事業の実施								
	(4)学校図書館ネットワークの活用								
	(5)読書ボランティア団体との連携と協力								
	(6)広報活動の充実								
	(7)図書館資料の充実								
	(8)学校図書館の環境整備								
	(9)読書感想文・読書感想画の取組								
	(10)親子読書会の推進								
	(11)学校図書館の地域開放								
	(12)適応指導教室への支援								
	(13)高等学校における取組の支援								
	(14)特別支援学校における取組の支援								
4 図書館	(1)「おはなしかい」や「図書館まつり」の実施								
	(2)乳幼児と保護者への支援								
	(3)セカンドブック事業の取組								

古賀市子ども読書活動 推進計画の実施体系		実施区分	行政機関の担当課						
			福祉課	予防健診課	支子 援育 課	育学 校 課教	推生 涯学 習	育青 成少 課年	市立図書館 (文化課)
4 図書館	(4)読書ノート配付事業の取組								
	(5)特設コーナーの設置								
	(6)子どもへの学習活動支援への充実								

●計画の柱2 公共図書館と学校図書館とのネットワーク化及び子どもを対象とした読書活動団体等との連携・協力

古賀市子ども読書活動 推進計画の実施体系		実施区分	行政機関の担当課						
			福祉課	予防健診課	支子 援育 課	育学 校 課教	推生 涯学 習	育青 成少 課年	市立図書館 (文化課)
1 関係機関との連携・協力	(1)親子読書会への取組								
	(2)地域文庫との連携								
	(3)児童館との連携								
	(4)子どもを対象とした読書活動団体等への支援								
	(5)各小・中・高等学校との連携								
	(6)障がいのある子どもや来館困難な子どもへの支援								
	(7)保育所(園)・幼稚園との連携								

●計画の柱3 子ども読書活動に関する理解と関心の普及

古賀市子ども読書活動 推進計画の実施体系		実施区分	行政機関の担当課						
			福祉課	予防健診課	支子 援育 課	育学 校 課教	推生 涯学 習	育青 成少 課年	市立図書館 (文化課)
1 総合的な子ども読書活動の推進	(1)広報活動の促進								
	(2)「子ども読書の日」の啓発広報活動								
	(3)「家庭読書の日」の設定								
	(4)「古賀市中学生読書サポーター」の取組								
	(5)学校職員等の取組								
	(6)読書推進活動の奨励								
	(7)子ども読書活動推進体制の整備								
	(8)推薦図書を紹介								

資料2 子どもを対象とした読書活動団体（順不同）

平成 28 年現在

	団体名	活動場所	主な活動内容
子どもの読書研究団体	こが語りの会	* 古賀市小・中学校 * 図書館 * 保育所 * 特別支援学校 ほか	小・中学校でのお話し会 小・中学校での朝の読み聞かせ 図書館での「どようおはなし会」第1週 保育所でのお話し会 特別支援学校でのお話し会
	古賀子どもの本の交流会	* 古賀市小・中学校 * 図書館 * 保育所 * 図書館 * 文庫 * サンコスモ古賀	小・中学校でのお話し会 図書館での「どようおはなし会」第4週 保育所でのお話し会 読書講演会 アンビシャス運動支援助成事業 子どもわくわくフェスタ 童謡まつりでわらべ歌 科学実験教室 子育てサロン 子どもゆめ基金助成事業 ほか
地域文庫	あすなる文庫	* 花鶴三丁目公民館 * 花鶴小学校 * 図書館	文庫活動
	こじか文庫	* 鹿部公民館 * 図書館	文庫活動
	コスモス文庫	* 米多比児童館 * 図書館	文庫活動
	しらさぎ文庫	* 都筵内開館 * 図書館	文庫活動 アンビシャス広場
	たけのこ文庫	* 公務員宿舎古賀住宅 集会所 * 千鳥小学校 * 図書館	文庫活動 アンビシャス広場
	星の子文庫	* 舞の里5区集会所 * 図書館・保育所 * 病院 * (各種) 施設	文庫活動 アンビシャス広場

	団体名	活動場所	主な活動内容
読書ボランティア団体	ぐりとぐらの会	* 古賀東小学校	朝の読書タイム 昼休みのお話会 読書集会に図書委員と発表
	まつぼっくり	* 花見小学校	保護者・地域の読み聞かせボランティアによる朝の読書「まつぼっくりタイム」の読み聞かせ
	おはなしの木	* 青柳小学校	朝の読み聞かせ 夏休み「星空のおはなし会」 「寺子屋」で本の読み聞かせや科学実験
	小さな野原の会	* 小野小学校	朝の一斉読み聞かせ
	舞小ぐるんぱ 読み聞かせの会	* 舞の里小学校	朝の一斉読み聞かせ
	北中 見つめるタイム	* 古賀北中学校	朝の読書「見つめるタイム」の読み聞かせ
	にじのおと	* 花鶴幼稚園	幼稚園内の読み聞かせ
	トマトの会	* やまびこ幼稚園	月1回のお誕生会の出し物 幼稚園内の読み聞かせ
	おはなし会 ボランティア	* 図書館	図書館での「どようおはなし会」「赤ちゃんおはなし会」「小さい子のおはなし会」の読み聞かせ
地域のボランティア内	久保西のびのびサロン	* 久保西公民館	世代間交流の一環としての本の読み聞かせ
	親子であそぼ… 「いっぽ」	* 鹿部公民館	月1回絵本の読み聞かせ、親子遊び、布絵本を使った遊び 布おもちゃ「とまと」から布おもちゃの貸し出しを受けている
その他のボランティア	布絵本ボランティア 「ゆくしんぼ」	* 図書館	布のおもちゃ・絵本・エプロンシアター制作
	布おもちゃ 「とまと」	* 古賀市社会福祉協議会子育てサロン * 高齢者施設	布おもちゃ・絵本制作及び貸し出し 布おもちゃ・絵本の展示や紹介
	対面朗読の会	* 図書館「展示朗読室」 * 障害者支援施設「なのみの里」	「なのみの里」での大型絵本や紙芝居の読み聞かせ

資料3 古賀市の読書活動の歴史

古賀市筵内出身の薄 恕一氏は、志を持って郷土を出て大阪で念願の医師となり貧富の差なく人々の医療に尽くされました。自分が身を立てることができたのは、本を読んで苦学してきたからだ、郷土の人々にも読書の機会を提供するために、大正8年に席内尋常高等小学校（現在の古賀東小学校）に村人が利用できる薄図書館を贈られました。この先覚者の働きかけで、村人の生活に読書の気風が根づきました。

薄図書館は、昭和20年に廃館となりましたが、戦後のすさんだ時代に心豊かな子どもを育むには読書しかない、親たちは学校図書館の設置に伴って本や書棚の充実、それを整理し提供する学校司書の配置を進めました。昭和48年には、県下で2番目となる古賀町立図書館が創設されました。

古賀市においては、学校図書館の読書環境整備などをはじめとした下記のような歴史を基盤として子どもの読書活動の積極的な取り組みが進められてきました。

記

大正8年	席内村立図書館（薄図書館）創立
昭和8年2月	文部省より席内村立図書館表彰
昭和20年	終戦により薄図書館廃館
昭和22年5月	学校教育法施行規則により町内各小・中学校に学校図書館を設置し活発な活動が始まる
昭和27年3月	古賀中学校「福岡県学校図書館コンクール優秀賞」（第1回）
昭和29年9月	古賀中学校に図書館事務職員配置
昭和31年4月	古賀中学校「第1回全九州学校図書館コンクール優秀賞」
12月	古賀東小学校「福岡県学校図書館コンクール優秀賞」
昭和33年2月	小野小学校「福岡県学校図書館コンクール優秀賞」 古賀東小学校「第3回全九州学校図書館コンクール優秀賞」
昭和34年	古賀中学校「第4回全九州学校図書館コンクール文部大臣賞」
11月	古賀東小学校「第4回全九州学校図書館コンクール優秀賞」
昭和36年5月	古賀東小学校で「母と子の20分間読書運動」を受け「母と子の読書会」誕生、町内全小学校に広がる
8月	小野小学校「第6回全九州学校図書館コンクール優秀賞」
昭和37年2月	古賀東小学校「第7回青少年読書感想文全国コンクール最優秀賞」（総理大臣賞）
3月	「古賀町母と子の読書会」結成（当時）
昭和39年4月	古賀東小学校に図書館事務職員配置
昭和40年	小野小学校「第9回西日本読書感想文コンクール優秀賞」
昭和41年	古賀東小学校「青少年読書感想文全国コンクール最優秀賞」
11月	古賀西小学校に図書館事務職員配置
昭和42年	古賀東小学校「第13回青少年読書感想文全国コンクール最優秀賞」
昭和43年	古賀東小学校「第14回青少年読書感想文全国コンクール最優秀賞」
昭和43年	「第1回古賀市親と子の読書のつどい」開催
昭和45年2月	古賀東小学校「第15回全九州学校図書館コンクール優秀賞」（文部大臣賞）
昭和46年4月	司書正式配置開始（青柳小学校、小野小学校、町立図書館） 「古賀町図書館設置条例」（古賀町条例第5号）
9月	「古賀町図書館の管理と運営に関する規則」（古賀町教育委員会規則4号）
10月	古賀町立図書館 蔵書3,751冊で開館・館外貸出し開始
昭和52年	古賀市司書部会開始（月例）
昭和53年6月	「どようおほなし会（おほなし会）」開始 最初の地域文庫「たけのこ文庫」（公務員宿舎古賀住宅集会所）開設
昭和59年7月	あすなろ文庫 花鶴丘三丁目公民館 開設
昭和63年4月	ひばり文庫 青柳ひばりヶ丘集会所 開設
平成元年6月	しらさぎ文庫 筵内公民館 開設

- 平成2年3月 コスモス文庫 米多比児童館 開設
- 平成4年8月 古賀町複合文化施設建設検討委員会設置
- 平成5年10月 新図書館着工
- 12月 こじか文庫 鹿部公民館 開設
- 平成6年8月 新図書館竣工
- 10月 「古賀町複合文化施設設置条例」(古賀町条例第25号)
「古賀町複合文化施設設置条例施行規則」(古賀町教育委員会規則4号)
「古賀町複合文化施設」の名称を「サンフレアこが」とする
- 11月 新図書館開館 蔵書93,630冊 貸出し開始(電算化)
「星の子文庫」(舞の里5区集会所)開設
- 平成7年 花鶴小学校「第39回西日本読書感想画コンクール優秀賞」
- 平成8年3月 「春のおはなし会(おはなし会スペシャル)」開催
- 11月 「第1回 図書館まつり」開催
「西日本読書感想画優秀作品展示会」開催
- 平成9年7月 第1回「子ども映画会」開始
- 10月 市制施行により古賀市立図書館名称変更
- 10月 「文庫まつり(秋のおはなし会スペシャル)」開催
- 平成10～12年 文部省(当時)学校図書館活性化推進モデル地域事業
小学校3校、中学校2校、市内の高等学校1校において、学校図書館内の蔵書のデータベース化
- 平成11年 小野小学校「第43回西日本読書感想画コンクール最優秀賞」(文部大臣奨励賞)
- 平成12年 千鳥小学校「福岡県学校図書館コンクール優秀賞」
- 平成13年 小学校5校、中学校1校を市独自事業として蔵書データベース化、市内全小中学校図書館蔵書電算化達成
- 平成14年 花鶴小学校「福岡県学校図書館コンクール学校図書館運営の部部門奨励賞」
- 平成15年8月 ブックスタート事業開始(健康づくり課、こども政策課、図書館)
- 平成16年4月 古賀東小学校「子どもの読書活動優秀実践学校の部 文部科学大臣表彰」
古賀市親子読書会「子どもの読書活動優秀実践団体の部 文部科学大臣表彰」
- 9月 学校図書館間ネットワーク事業開始 学校図書館間の相互蔵書検索可能
市民の寄付による「こがめルーム」増設(36㎡)
- 平成17年2月 千鳥小学校「第48回西日本読書感想画コンクール最優秀賞」(文部科学大臣奨励賞)
- 4月 古賀市子ども読書活動推進計画策定協議会設置規則(教育委員会規則第11号)
青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業 読書ボランティア派遣事業」
- 平成18年4月 「古賀市子ども読書活動推進計画」策定
古賀市立図書館「子どもの読書活動優秀実践図書館の部文部科学大臣表彰」
- 6月 「赤ちゃんおはなし会」開始
- 10月 青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業 福岡地区読書研修会」
- 平成19年10月 青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業 読書フォーラム」
- 11月 市制施行10周年記念「第12回図書館まつり」開催
- 平成20年10月 「小さい子のおはなし会」開始
- 平成21年4月 星の子文庫「子どもの読書活動優秀実践団体の部 文部科学大臣表彰」
- 7月 古賀市複合文化施設運営協議会設置
布絵本ボランティア「つくしんぼ」発足
- 平成22年4月 古賀子どもの本の交流会「子どもの読書活動優秀実践団体の部 文部科学大臣表彰」
- 11月 自動貸出機稼動
- 平成24年2月 Web予約開始
- 3月 古賀市立図書館 蔵書222,683冊(雑誌・AV資料含む)

資料4 第3次古賀市子ども読書推進計画策定協議会委員名簿

	氏名	構成団体等
会長	鈴木 章	福岡教育大学 非常勤講師
副会長	河村正彦	元近畿大学及び近畿大学大学院教授
委員	橋本由里	古賀市立小中学校校長会(古賀東小学校校長)
委員	井手由紀子	古賀市保育所連盟(久保保育園園長)
委員	加藤典子	社会教育委員の会議
委員	青木扶美子	古賀市民生委員・児童委員
委員	入江伸介	福岡圏公立古賀竟成館高等学校
委員	四郎丸直子	福岡県立古賀特別支援学校
委員	村山美和子	読書ボランティア(コスモス文庫)
委員	渋谷京子	読書ボランティア(古賀東小学校ぐりとぐらの会)
委員	堺 康成	福岡教育事務所 社会教育室指導主事
委員	杉村隆毅	福岡県立図書館 企画協力課長
委員	草野三保子	公募
委員	山浦千春	公募

参 考

第3次古賀市子ども読書活動推進計画策定にかかるワーキンググループ

保健福祉部 福祉課 保護係
 予防健診課 健診指導係
 子育て支援課 家庭支援係

教育部 学校教育課 指導係
 生涯学習推進課 社会教育振興係
 青少年育成課 青少年育成係長
 文化課 図書館(事務局)

■用語解説■

(* 1) 朝の読書

学校で毎朝始業前の10分間、児童生徒教職員全員が本を読む運動。1988年、千葉県の高
校教諭 林 公(はやし ひろし)氏が提唱して実践したのが始まり。

(* 2) 青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業」

福岡県事業青少年アンビシャス運動の一環で、子どもの読書活動を活発にし、読書の習慣をつけ
させるため、家庭や地域、学校が一体となって読書活動を推進し、県内8地区で読書の普及啓
発活動を実施する。内容は、読書研修会、読書ボランティア養成、読書ボランティア派遣、読書
まつりの開催など。

(* 3) 読み聞かせ

子どもに絵本や紙しばいを見せながら、語り手が活字の部分を読んで本の内容を伝える。

(* 4) お話し会

子どもを集めてお話を聞かせる集まりのこと。お話し会の内容は、対象となる子どもの年齢に
合わせて、わらべ歌や読み聞かせなど、工夫して行われる。

(* 5) 子どもわくわくフェスタ

異年齢の子どもが、様々な遊びや体験を行い互いに交流するとともに、日頃の活動の成果を発
表する場として、古賀市の青少年育成団体と共働で毎年開催するイベント。

(* 6) ブックスタート事業

赤ちゃんと保護者が「絵本」を介して、かけがえのないひとときを持てるよう支援する運動。

(* 7) スポットタイム

古賀市保健福祉センター「サンコスモ古賀」に設置されているつどいの広場「でんでんむし」で
行っている、月～金曜日の11時からの読み聞かせや手遊びなどの親子遊びの時間。

(* 8) ツインズクラブ

古賀市では、双子や多胎児とその保護者や多胎児の妊婦が集い、情報交換や親子遊び等を行う
交流の場を設けている。年3回実施。

(* 9) ペープサート

厚紙に登場人物や小道具などを描き、切り抜いたものに棒をつけて動かし、お話を演じる技法
のひとつ。

(* 10) エプロンシアター

ポケットやマジックテープなど、様々なしかけがついた胸あて式のエプロンを劇場に見立て、人
形を使ってお話を展開するもの。

(* 11) パネルシアター

不織布で作られた絵人形をパネル布地を貼った台にくっつけて、楽しいしかけと、ダイナミッ
クな動きでお話を展開するもの。

(* 12) 司書教諭

学校図書館の資料や情報の利用を促し、児童生徒及び教員の教育活動を推進・援助していく職務。司書教諭の講習を修了した教諭をもって充てる。平成15年度より、12学級以上の小・中・高等学校には配置が義務付けられている。

(* 13) 学校司書

学校図書館に常駐し、読書相談やレファレンスサービス、ブックトークを通して、児童生徒と本を結びつけ、司書教諭と連携しながら、教育活動を支援していく職務。

(* 14) ゲストティーチャー

地域との連携を深め、特色ある教材で授業を行うため、学校に招いている地域の人材。

(* 15) ブックトーク

テーマを決め、何冊かの本をまとめて、児童生徒に読書意欲を高めるように、口頭で内容を紹介すること。

(* 16) 家庭読書の日

週又は、月一回を家庭読書の日と設定し、テレビを消して家庭での読書をすすめる活動。

(* 17) 読書集会

全校で、読書の楽しさを味わう機会とし、読書の関心を持たせるための活動。

(* 18) 読書郵便

本の紹介を読書ハガキに書いて、校内に設置したポストに入れ、児童たちが紹介し交流する活動。

(* 19) 子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月制定)に基づき4月23日に設定された。国や地方公共団体に対し、子どもが本と出会うための事業を実施するよう求めている。

(* 20) 相互貸借

公共図書館等や学校図書館間で、お互いに本の貸し借りをすること。

(* 21) 特別活動

学級活動、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事などのこと。

(* 22) 調べ学習

自ら学び自ら考える学習の活動として子どもが自分で課題を設定し、計画を立てて解決したり、教科学習での課題把握のための活動。

(* 23) 図書館資料の更新

図書館資料のデータや内容を最新の情報や資料に改めること。

(* 24) レファレンスサービス

何らかの情報を求めている利用者の質問に対して、回答となる情報そのものや、回答の含まれる情報源を提示・提供する業務のこと。

(* 25) ヤングアダルト

主に10代の読者あるいは利用者を、児童と成人の中間に位置し独特の配慮を要する利用者層として図書館界・出版界で意識して呼称するときを使う用語。YAと略することが多い。

(* 26) こがめルーム

平成16年に故人の遺志に基づく寄付により図書館に増設された「おはなしの部屋」の愛称。子どもや保護者が安心して読み聞かせできる部屋である。建物の形が六角形であり、亀のこうらを連想させるため古賀(こが)とこがめをあわせて「こがめルーム」と名づけた。

(* 27) 福岡都市圏広域利用

福岡都市圏16市町に在住であれば、福岡都市圏16市町のどの図書館でも利用することができるシステム。各市町村ごとに利用者カードを作成し利用する。貸出し冊数や期間は各図書館によって異なる。

(* 28) 福岡県図書館情報ネットワーク

福岡県内における資料所在情報を広く一般に向けて発信するとともに、県内図書館(室)同士の相互貸借業務の円滑な運営を促すことによって、利用者サービスを向上させること及び県内読書施設への更なる支援を達成することを目的とした事業。

(* 29) 国立国会図書館総合目録ネットワーク

国内の公共図書館における図書館資料資源の共有化、書誌サービスの標準化と効率的利用を図るとともに、公共図書館の県域を超える全国的な図書館相互貸借等を支援することを目的とした事業。平成24年1月に国立国会図書館サーチに統合した。

(* 30) 小・中学校図書館間ネットワーク事業

古賀市内各小・中学校図書館間での蔵書検索、相互貸借のためのネットワーク事業。個々の学校図書館で入力している書籍のデータを相互に検索することによって提供できる蔵書数が増え、児童生徒の主体的な学習活動や興味・関心に応えることを目的とする。

(* 31) 「障がい」の表記について

紙面上、「障害」と「障がい」が混在しているのは、法令や法令上の規定に基づき、固有名詞については「障害」を使用した。

(* 32) 古賀市小・中学生リーディング・リーダー・プロジェクト

古賀市内の小学校高学年及び中学1年生、各校2～3名を対象に、子どもが学校内の読書リーダーとして読書の楽しさや大切さを全校に伝えることができるよう、読書活動に関する講座や研修を行い、読書リーダーとしての資質を向上させる事業。

第3次古賀市子ども読書活動推進計画

発行 平成29年 月

編集・発行 古賀市教育委員会

〒811-3192

福岡県古賀市駅東一丁目1番1号

TEL 092(942)1111

FAX 092(944)5794



Suk